

元慰安婦等による日本政府に対する損害賠償請求訴訟に関する
ソウル中央地方裁判所の判決に対する非難決議

令和3年1月15日
自政外交調査部主査会
党会会

去る1月8日、韓国ソウル中央地方裁判所は、慰安婦を巡る訴訟において国際法の大原則である主権免除の原則を否定したうえ、戦前・戦時中の日本政府の行動につき事実を歪曲し、日本政府に対し損害賠償の支払いを命じた。

昭和40年の日韓国交正常化の際に締結された日韓請求権協定は、後に韓国側により一方的に提起された慰安婦問題を含め、日韓両国及びその国民、法人の間の請求権に関する問題が「完全かつ最終的に解決」したことを確認しており、わが国は韓国に対する無償3億ドル・有償2億ドルに及ぶ、当時の韓国の国家予算の約1.6倍にあたる資金供与を実施した。

また、平成27年の日韓合意でも、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が日韓の両政府間で確認された。これらは国家と国家との約束である。これを反故にすることは、日韓関係の基盤を根底から覆す前代未聞の行動である。

今般の判決は上記の日韓請求権協定という国際約束に明確に反するほか、二国間合意とも矛盾する。そのうえ、主権国家は他国の裁判権に服さないという主権免除の原則までも否定した。国際法上、常軌を逸したものであり、到底受け入れられず、他国を含めあらゆる二国間の戦後の賠償・補償問題に波及しかねない。

判決にある慰安婦に関する記述も、全くの事実誤認である。わが国の軍や官憲による「強制連行」といった事実は一切確認されていない。事実に基づかない判決は荒唐無稽である。

今回の判決は、戦時中の朝鮮半島出身労働者に係る韓国大法院判決に端を発する、文在寅政権による度重なる国際約束を反故にする動きであり、憤りを禁じ得ない。

依って、党外交部会及び外交調査会の総意として、日本政府に対し、以下の速やかな対応を断固、求める。

1. 韓国が国家として国際法違反を是正するための具体的かつ適切な措置を一刻も早く講じることを引き続き、文在寅政権に強く求める。
2. 国際司法裁判所への提訴、新たに着任予定の駐日韓国大使のアグレマン付与の撤回や駐韓日本大使の赴任先送り等、あらゆる断固たる対抗措置を検討する。
3. 日本政府の資産に手がつけられるような状況に備え、韓国との二国間関係の在り方そのものを再考することも視野に入れつつ、日本国内にある韓国の資産凍結や金融制裁を含む強力な措置を検討する。
4. わが国の主張の正当性が国際社会に正しく認識されるよう、国際社会との連携及び対外発信を強化すること。